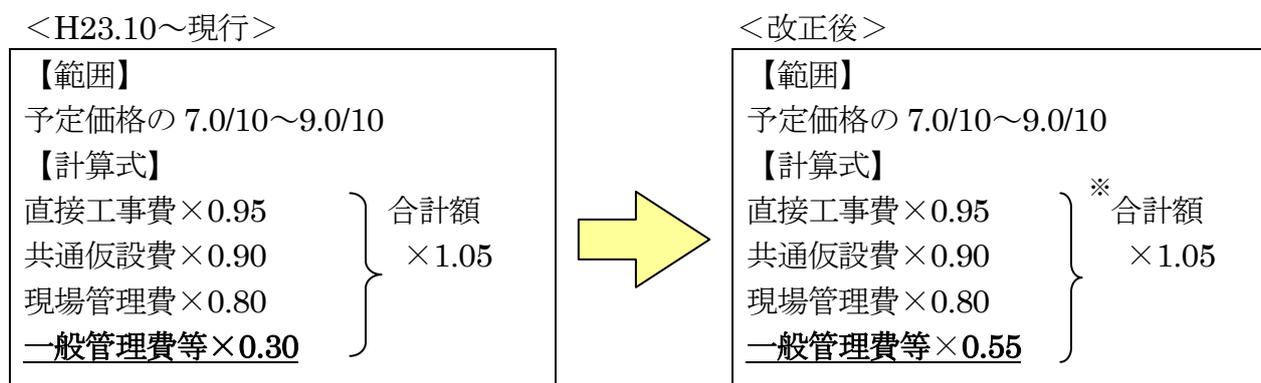


佐久市建設工事等の入札における最低制限価格の見直しについて

1 建設工事における一般管理費等の算定割合の見直しについて

国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルにおいて、低入札価格調査基準価格の算定式のうち、一般管理費等に係る部分の見直しがされたことに伴い、同様の見直しを行います。

一般管理費等の算定割合を「0.30」から「0.55」に改正する。



※予定価格については、平成26年4月1日より、合計額×1.08となります。

2 建設コンサルタント等の業務における最低制限価格の上限の見直しについて

最低制限価格の上限を「予定価格の70%」から「予定価格の75%」に改正する。



※予定価格については、平成26年4月1日より、合計額×1.08となります。

(1) 留意点

用地調査等に係る補償コンサルタント業務並びに測量調査設計等及び下水道設計に係る建設コンサルタント業務については、引き続き、積算基準の費目となる「その他原価」及び「一般管理費等」を、現要綱の「諸経費」として扱います。

3 適用期日

平成25年12月1日以降の入札公告又は入札通知に係る競争入札の案件から適用します。